

山川高校 部活動に係る活動方針

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月鹿児島県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下のように策定する。

1 基本的な考え方

- (1) 本方針は、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。
- (2) 部活動及び同好会活動は、スポーツや芸術文化等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動指導者の指導の下、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら実施する。
- (3) 生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフ・豊かな心や創造性の涵養を実現する資質・能力を育む基盤とする。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、学校の方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (2) 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- (3) 校長は、顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (4) 管理職は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化芸術等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (5) 各部活動顧問は、年間・毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (6) すべての部活動及び同好会活動は、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」及び本校の「部活動に係る活動方針」に従って行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部活動の指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に努める。
- (2) 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から踏まえた指導に努める。
- (3) 部活動の指導者は、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

- ① 原則、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。そのうち1日以上は、土曜日及び日曜日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ① 平日
3月～4月、9月～11月…午後6時00分
5月～8月 …午後6時30分
12月～2月 …午後5時30分

② 休業日

午前8時30分から午後4時30分の間で、午前もしくは午後の半日単位を原則とする。